

## 処分基準整理票

処 分 名	知的障害者の障害者支援施設等への入所等の措置の決定	
根拠法令名	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)	(条項) 第 16 条第 1 項第 2 号
基準法令名	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)	(条項) 第 16 条第 1 項第 2 号
所 管 部 署	福祉部 障害福祉課 障害福祉係	
【処分基準】	・ 文書の名称 【 ・ 掲載図書等 【 ・ 内 容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
<p>障害者支援施設等への入所等の措置の決定は、知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号に該当する知的障害者であることを基準とする。</p>		
<p><b>参考</b></p> <p>【根拠法令】 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。</p> <p>二 やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。</p> <p>三 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。</p> <p>2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p> <p>【基準法令】 根拠法令に同じ</p>		

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。